

Ⅲ 争議行為の予告通知・実情調査

争議行為の予告通知(労働関係調整法第37条)

労働組合又は使用者が行う同盟罷業（ストライキ）、作業所閉鎖（ロックアウト）等の争議行為は、一般事業の場合は、特別に当事者間で予告義務の協定がなければ、いつでも実施することができます。

しかしながら、公益事業における争議行為の場合は、日常生活への影響が大きいため、あらかじめ当該争議を公表して、これを最小限に防止するために、また、争議行為の開始に猶予期間を置くことによってその間に争議が円満に解決することを期待して、関係当事者に対して争議行為の予告通知を義務づけています。

手続は・・・・・・・・

公益事業（労働関係調整法第8条に規定する①運輸事業、②郵便、信書便又は電気通信の事業、③水道・電気又はガス供給の事業、④医療又は公衆衛生の事業）で争議行為をする場合には、当事者である労働組合又は使用者は、**争議行為をしようとする日の少なくとも10日前までに**（予告通知が労働委員会及び知事に到達した日と争議行為を行う日は算入せず満10日間をあいだに置かなければならない。）**労働委員会及び知事**（労働環境課地域労政グループ）〈25頁参照〉に、次の事項を**文書で通知**してください。

- 通知者の名称、代表者役職氏名、所在地
- 事業の種類
- 争議行為の目的（要求事項）
- 争議行為の日時
- 争議行為の場所（争議行為を実施する職場等）
- 争議行為の概要（争議行為の種類、規模等）

なお、参考事項として、交渉経過を月日を追って記載するとともに、要求書を添付してください。（様式など詳しくは大阪府のホームページを参照。「大阪府 公益事業 争議行為」で検索してください。）

また、**労働委員会に対する予告通知（中央労働委員会あてを含む）は、労働環境課地域労政グループ〈25頁参照〉を経由することにより知事あて（厚生労働大臣あてを含む）通知と一括して行うことができます。**

争議行為が

- ・二つ以上の都道府県にわたるもの
 - ・全国的に重要な問題にかかるもの
- であるときは、

中央労働委員会と厚生労働大臣に通知してください。

この場合、知事（又は当委員会）を経由して予告通知を行うことができます。

なお、この通知を怠って争議行為を行うと、10万円以下の罰金が科せられることになっています。

実情調査(労働委員会規則第62条の2)

労働争議が発生し、労働委員会が必要と認めたときは、労働委員会の委員、事務局職員がその実情を調査します。

特に、その労働争議が公益事業に係るものであるときは、必ず実情調査を行うことになっています。

労働争議の当事者は、当委員会が実施する実情調査（電話等により争議行為の有無や団交開催の有無、妥結状況などを聴取します）にご協力をお願いします。